児童・生徒に規範意識を育むために

学校、家庭、地域が力を合わせて・・・・

善悪を教えるのは大人の責任です

~懲戒と体罰の正しい理解のために ②~

武蔵村山市教育委員会の教育目標 (抜粋)

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が豊かな 心をもち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- の育成を重視する。
 - ◆ 一人一人の児童・生徒に寄り添った丁寧な指導と、 毅然とした指導の双方を充実させるために◆
 - 1 日常的な指導を通して、児童・生徒一人一人との信頼関係を築き、全教育活動を 通じて、きめ細やかな指導を行うとともに、学校組織全体で、児童・生徒の悩みを 受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
 - 2 道徳、人権教育、体験活動、ボランティア活動等を通して、児童・生徒が思いや りの心をもち、公共の精神を身に付けることができるよう、意図的・計画的な指導 を行う。
 - 3 児童・生徒の問題行動等に対しては、家庭と連携しながら、場合によっては懲戒を含めて、毅然とした態度で粘り強く指導を行い、当該児童・生徒が、自己を振り返り、集団の一員として、規範意識をもって行動できるように導く。
 - ※ 学校教育法では、「他の児童・生徒や職員に傷害、心身の苦痛等を与える」「施設や設備を損壊する」「授業等の実施を妨げる」などの行為を繰り返し、他の児童・生徒の教育に妨げがあるときは、教育委員会は保護者に対して、出席停止を命ずることができると定められています。
 - 4 学校での十分な指導にもかかわらず、児童・生徒の問題行動等が繰り返される場合には、学校及び教育委員会は、警察を含む関係諸機関と緊密に連携して、当該児童・生徒への指導を行う。
 - ※ いじめ防止対策推進法では、いじめが疑われる事実が犯罪に該当すると考えられるときは、学校は警察に通報しなければならないことが定められています。また、本市の各学校及び教育委員会と東大和警察署は、日常的に児童・生徒の問題行動等について、情報連携を図っています。

平成25年9月 武蔵村山市教育委員会

こんなとき どうする!

教員としての熱意と愛情をもって許されない行為には、毅然とした態度で

大切な子供たちだからこそ

ためらわずに善悪を教えよう

◆暴力を止めて、教室から出す



○他の児童・生徒や教員に対して、暴力に及んで いる児童・生徒を引き離すために、体を押さえ たり、両肩を掴んだりする対応は、危険を回避 するための正当な行為と考えられます。

◆授業中に、別室で指導する



○授業中に指示に従わない、暴言を吐くなどによ り、他の児童・生徒の学習に影響を及ぼす場合 に、他の教員等が、別室で、説諭したり、学習 指導を行ったりすることが考えられます。

◆逃げ出しや飛び出しを制止する



○授業中の立ち歩きを注意したところ、教員に暴 言を吐いて教室から出ようとした児童・生徒に 対して、落ち着くまでの間、肩等を押さえて制 止することは、指導の一環と考えられます。

◆教室内に起立させる



○授業を妨害する行為や発言を繰り返す児童・生 徒に対して、反省を促す目的で、自席や教室の 後ろに、一時起立させ、説諭することは、懲戒 の方法として、適切であると考えられます。

【教師の指導として大切なことは・・・】

〇児童・生徒自身が、なぜ叱られたのかを理解できるように、説諭すること 〇保護者に、児童・生徒の行動や指導の経緯等について、丁寧な説明をすること

◆正座させて、説諭する



○問題行動を繰り返す児童・生徒を、畳、絨毯、 マット等の上に一時正座させ、教員も同様に正 座して対面しながら説諭することは、適切な指 導と考えられます。

◆反省文を書かせる



〇問題行動を繰り返す児童・生徒に対して、自己 を振り返らせる目的で、教員の指導の下に、放 課後残留させて、反省文を書かせることは、適 切な指導と考えられます。

◆放課後、学習課題を課す



〇問題行動を繰り返す児童・生徒を、残留させ、 学習させることは、懲戒のみならず、当該行動 のために授業に参加できなかった学習の補充 の視点からも、適切な指導と考えられます。

◆部活動の練習や試合に出させない



○他の児童・生徒にけがを負わせた場合等に、反 省を促すために、顧問教員の管理下で、一定の 期間、部活動の練習や試合に出場させないこと は、適切な懲戒や指導と考えられます。

- ◆ 教員等が児童・生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどう かは、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行わ れた場所的及び時間的環境、懲戒の様態等の諸条件を総合的に考え、個々 の事案ごとに判断する必要があります。
- ◆ 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に懲戒を受けた児童・生徒や 保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記の諸条件を客 観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童・生徒一人一人の状況 に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要です。
- ◆ 教員の指示等に児童・生徒が従わないなどの場合に、ついカッとなっ て、一時的な感情による指導を行うことは、体罰や不適切な指導に該当 する結果になりやすいことに、十分留意することが大切です。

以下の行為を繰り返し行い、他の児童・生徒の教育に妨げがあると認められる場合は、教育委員会は保護者に対して、児童・生徒の出席停止を命じることができることになっています。

○ 他の児童・生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 ○ 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 ○ 施設又は設備を損壊する行為 ○ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則(昭和53年) 武蔵村山市の児童又は生徒に対する出席停止命令の手続等に関する要綱(平成25年)】 【学校教育法(昭和22年)

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

(「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(平成25年3月13日付24文科初第1269号) 別紙)

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該 生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを 投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

- 放課後等に教室に残留させる。
- 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
- 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、 別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動 させる。
- 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて 逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩をつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

【担当】 武蔵村山市教育委員会 教育指導課

〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1 電話 042-565-1111 (内線 435 • 438)